



嘱託職員労働組合ニュース

第60号

発行日：2024年8月27日

発行人：高崎市役所嘱託職員労働組合
委員長 西巻かおる

〒370-8501
高崎市高松町35-1(市役所17階)
TEL 027-321-1181/FAX 027-327-7868
E-mail: takasakishishoku@jasmine.ocn.ne.jp



嘱託3労組合同学習会

「知らなきゃ損！ NISA、iDeCoセミナー」が開催されました

「安物買いの銭失い」「いつまでもあると思うな親と金」「金がすべてじゃねえが、すべてに金が必要だ」などなど、ことわざから漫画のセリフまで、お金にまつわる言葉はたくさんあります。近年では高校の授業で“金融教育”が必修となり、金融リテラシーは成人前から学ぶ学問となりました。

今回の学習会では社会的にも注目を集めている資産運用について、より豊かな人生設計のためにセミナーが開催されました。



▲参加者は計86名。老後の生活や現在の暮らしを考えるきっかけになりました。

今月の活動

- 8月7日(水) 第10回執行委員会
- 8月17日(土) 県本部機関紙セミナー(悪天候のため延期)
- 8月21日(水) 第11回5役会
- 8月27日(火) 第10回中央執行委員会
- 8月28日(水) 県本部臨時・非常勤等職員協議会幹事会

嘱託職員労組アンケート結果について

6月におこなわれた「職場実態・改善・要望アンケート2024」の集計が終了しました。配布枚数247枚のうち、集約数243枚。98.3%の組合員さんから声を届けていただきました。現在、5役・執行部を中心に要求書の作成につなげるための協議をおこなっています。以下に設問にありました嘱託労組全体への意見・要望の一部を抜粋しました。

8年目以降の昇給と退職金の支給を強く求む。

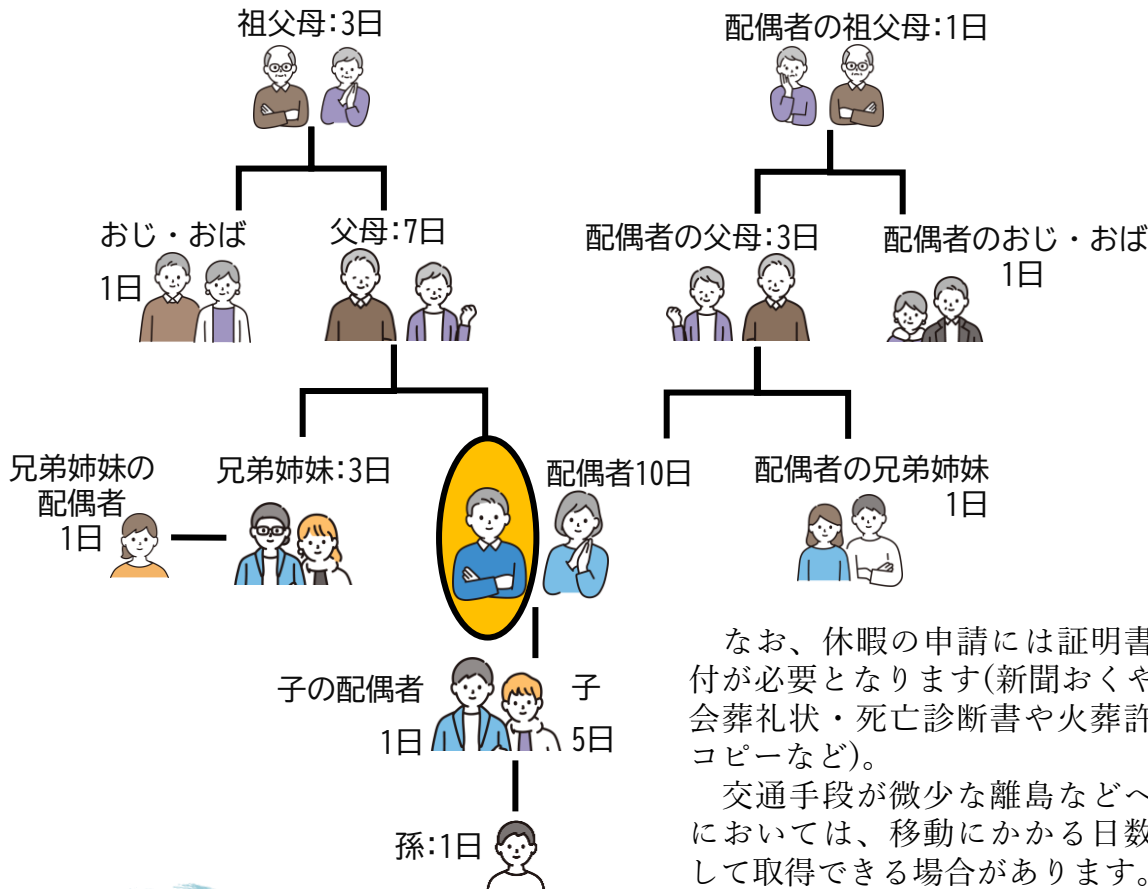
勤勉手当の支給でモチベーションアップ!

看護休暇は3歳までを手厚くしてほしい。

組合に入ったことで、困ったときに相談できる場所ができた。



忌引きとは近親者が亡くなった際、故人のことを悼み、喪に服するために設けられる期間です。私たち嘱託職員も正規職員と同様に、有給の特別休暇として忌引休暇を取得することができます。以下は基準点となる図ですが、代襲相続や事実婚なども対象となる場合がありますので、詳しくは『賃金手帳』p57をご覧ください。



なお、休暇の申請には証明書類の添付が必要となります(新聞おくやみ欄・会葬礼状・死亡診断書や火葬許可書のコピーなど)。
交通手段が微少な離島などへの会葬においては、移動にかかる日数を加算して取得できる場合があります。



今春、新規加入された組合員さんから届いた声をご紹介します

加入拡大キャンペーン中で、お米をいただきました。お弁当に入れても冷めても甘みがあり、固くもならずおいしくいただけました。組合に加入したことで、困ったことを相談できる安心感を得ることができました。(市民課 S.K)

同じ嘱託職員が互いに支えあい運営し、働く場をよくしていこうという前向きさが伝わって、加入してよかったと思いました。相談できる安心感が大きいです。(図書館 M)



ピラティスは体の力と柔軟性を高めるだけでなく、心と体のつながりを深める練習でもあります。深い呼吸と精密な動きを通じて、自分自身と向き合う機会となります。
みなさんもぜひ、体験してみたいかがでしょうか。(記・機関紙部S)

ピラティスは、私の生活に革命をもたらしました。
三年前に始めたとき、私は姿勢を良くする方法を探していただけでしたが、ピラティスはそれ以上のものを提供してくれました。
ピラティスは体の力と柔軟性を高めるだけでなく、心と体のつながりを深める練習でもあります。深い呼吸と精密な動きを通じて、自分自身と向き合う機会となります。

あとかぎにかえて
機関紙部員の日常から

